

民法学研究についての一考察（完）

宮 川 澄

はし が き

一、民法学の「科学性」という問題

二、民法学研究の出発点

I 民法学の研究対象

II 近代市民法（民法）成立の社会・経済的背景

III 民法関係の構造と性格

(1) 民法関係の法律的構造

(2) 民法関係の法律的性格（以上立教経済学研究九卷一号）

三、民法的意識と民法規範との相互関係

I 民法規範と経済的諸関係

II 民法的意識の歴史的性格

III 民法規範と民法的意識

四、民法における基本的原理の被制約性

I 民法的原理の物質的基礎

II 民法的原理の社会的役割

民法学研究についての一考察（完）

- (1) 所有権の絶対性
 - (2) 契約の自由性
 - (3) 過失責任主義(以上立教経済学研究九卷二号)
- 五、民法学の階級的性格(以下本号)
- 六、民法学の研究方法
- むすび

五 民法学の階級的性格

法律学の構成部分の一つを形成している民法学は、どんな性格をもった科学であろうか。わたくしはこの小稿において、つねに・一貫して民法学を科学として取扱うには、どのような観点にたつて民法学そのものを理解し、取扱つてゆく必要があるかを、究明するための努力をなしてきたつもりである。こんにちの民法学はすぎざつたこれまでの、すべての民法学上の遺産を摂取し、その基礎の上に、資本主義社会における民法規範(民法法規)および全体としての民法制度を研究对象として取扱つてゆく。民法学におけるこの研究对象の特殊性によって、とうぜんに他の社会科学とは異つた特殊的性格が与えられる。そうしてさらに法律学の特殊部門としての民法学は、法律学が一般的な法律および法律制度を取扱うのと異つて、資本主義社会に展開する民法関係を規律している民法規範(民法法規)および民法制度を研究对象となしている点で、二重の特殊的性格がつけ加えられることになる。しかし、民法学の研究对象である民法規範(民法法規)および全体としての民法制度が、資本主義社会の階級闘争の結果として成立するといふ点で、法律学一般や他の社会科学と同様に、階級的性格をもっている。ことに市民法(民法)は、資本主義的生産

關係を法律的に表現している民法關係を、規律の対象としている。そして、民法規範（民法法規）および全体としての民法制度は、民法關係に資本主義的法律秩序を形成しようとする。すなわちブルジョアジーは、じぶん達にとっても重要な社会的諸關係を、じぶん達の直接的利益に従って、法律的に固定化しようとする。そのため資本主義国家の手を借りる。そして民法關係にたいして、法律的に固定化された資本主義的法律秩序に客觀的価値を附与する。このことによつて、いまや『合法性』がすべての社会的活動の源泉となり、人々はいまや法律規範に従つて行動することが要求される。こうして資本主義的法律秩序は、普遍的な社会秩序として、民法關係に積極的作用をおよぼす。そして、民法規範（民法法規）および全体としての民法制度は、資本主義国家の助力によつて、民法關係そのものを規制する。¹⁾

このばあい資本主義国家は、その全活動分野において、権力を握っているブルジョアジーの意志を実現している。そしてブルジョアジーの利益を擁護し、保障する役割をはたしている。従つて、そのためには、まずもつてブルジョアジーは、その意志の命令が社会的な拘束力をもつたものとして、資本主義国家の全構成員に服従させ、それを遵守させる必要がある。こういう目的に従つて、じぶん達の意志を人々におしつけるために、法律的規範を利用する。だから、ブルジョアジーにとつて有利にして、有益な、もろもろの資本主義的秩序の鞏化と發展のために、ブルジョアジーの意志が、資本主義国家によつて認証されるのである。そして、それは法律的規範として表現されることになる。こうして、民法關係にたいする資本主義的法律秩序の形成は、義務的的行為規範としての民法規範（民法法規）によつて達成される。²⁾ 民法學は、資本主義社会における法律および法律制度のなかで、もっとも中核的な意義をもち、直接的に資本主義的生産關係の円滑化に役だつ、民法規範（民法法規）および全体としての民法制度を、その研究対象と

している。従って、この民法学のなかでは、それぞれの物質的條件の差異にもとずく、諸階級の法律の見解(法律的理想オロギー)が、もっとも完全に、もっとも体系的に示され、鋭く対立しあっている。民法学は、それぞれの階級的な法律の見解(法律的理想オロギー)にもとずいて、それぞれの階級の利益に、直接のかつ積極的に奉仕している。こういう点で民法学は、資本主義社会における諸階級の政治的見解を、反映するものだといわれるわけである。だから、民法学上の諸理論は、それぞれの階級の基盤、すなわち、それぞれの階級のおかれている物質的條件の差異にふかくねざしており、従って、異った法理論的構成をもたざるをえないのである。

(1) ヘルマン・クレンナー マルクス・レーニン主義における法の本質(四)(ソヴェト法学一卷四号へ門脇書店 一九五五年一月)四九ページ。

(2) АКАДЕМИЯ НАУК СОЮЗА СССР, институт права, ТЕОРИЯ ГОСУДАРСТВА И ПРАВА. Москва, 1949 (藤田勇 訳 国家と法の理論下巻へ巖松堂書店 一九五四年一月)一六八ページ)

なぜならば、資本主義的生産関係およびそれを土台として展開している社会的諸関係は、法律的理想オロギーの形成にとつての物質的條件を提供している。そして、法律的理想オロギーの発展をもとめる社会的要求をうみだしている。従って、資本主義社会における客観的な諸過程が、人々の法律意識のなかに反映しているのである。だから、人々の法律意識は、資本主義社会の物質的な生活条件から独立した、人間の精神の内的なはたらきの結果として発展するものではない。それは精神的産出物を条件づけている、社会の物質的生活の発展の結果として、発展しているのである。つまり、法律意識は人々の内部に生ずる過程であり、客観的過程の発展を促進させたり、阻止したりするがけつして客観的過程を規定することはできない。これゆえ資本主義社会における階級関係の存在という事実は、

とうぜん法律意識にたいして階級的性格をおびさせることになる。資本主義的生産のなかでことなつた地位を占め、従つて、ことなつた物質的利益をかんずるなど、一切の社会的条件の差異は、必然的にちがつた見解を發展させることになるのはとうぜんである。この物質的条件の変化が法律意識を變化させるということは、つぎの事実によつてはつきりと実証される。すなわち、封建社会が資本主義社会に發展したという、歴史的事実を例にとつても解ることである。つまり、封建的生産様式は資本主義的生産様式にとつて代えられたため、新しい生産様式に照応する法典編纂の要求が生じた。この新しいブルジョアの法典編纂の要求は、資本主義的生産關係からうみだされ、ブルジョア的法律意識を法制度化しようとする要求であつた。ことにフランス・ブルジョアジーは、資本主義的生産關係の法律的表现としての法律關係に、資本主義的な法律の安定性と合法性とをうちたてようとした。それがフランス・ブルジョアジーの普遍的な法律意識となつていた。このように法律意識は、新しい法典編纂の要求となつて具体的に示された。それは、ブルジョア革命によつて勝利した、フランス・ブルジョアジーの獲得した諸成果の、法律制度的な確立への要求であつた。⁴⁾そしてこれらの諸要求は“Code Napoléon, 1804.”のなかに法律的に凝結されたことは、すでに敘述したとおりである。

さらにこのことは、法律學說(法理論)の歴史的推移を考察すればいさう明らかとなる。法律學說の諸潮流のうち、法律的思想が、そのたつている物質的基礎によつて、いかに規制されるものであるかは明らかとなる。つまりこのことは、人々の歴史的經驗によつて実証的に明らかにされることである。資本主義社会が形成された以後、西ヨーロッパにおいては、一九世紀初頭のローマニステンとゲルマニステンの歴史的な法律思想的対立が生じた。それは二大潮流に細分化され、歴史法学派、概念法学派、自由法学派、法社会学派などの諸系列の法律學派を形成していつ

た。そしてイギリスにおいては分析法学派、比較法学派をアメリカにおいては法プラグマティズム、ネオ・リアリズム学派などの、多彩な諸学派が開花した。しかし、これらの諸学派のなかに一貫して流れている基礎的な法律的理念は、法律そのものになりたいとする観念論的・形而上学的な法律観であったといえる。それらは新しい支配階級としての・ブルジョアジーの利益を代弁したヘーゲルの『法律哲学』以後において、法論理的構造をたくみに利用しながら、資本主義的發展段階における、一般的な・ブルジョアの法理念を追求していった過程を、表現しているといえるだろう。⁵⁾ かつて、R. V. Jhering は歴史法学派が啓蒙期自然法学を打破し、次第にドイツ絶対主義の社会的背景のもとに、法律実証主義的傾向に陥っていくことを批判した。そしてそれを『概念法学』(Begriffsjurisprudenz)と名づけたのである。これはR. V. Jhering が、歴史法学派が正しい歴史観を忘れたこと、そして現在を固定化し、そこに法律的概念を定立して、その分析と結合とを形式的論理によって、論証しようとしていることを、非難するためであった。⁶⁾ R. V. Jhering が、歴史法学派の主張した『民族精神』のかわりに、“Der Kampf ums Recht”(権利のための闘争)ということを主張したのも、そのためであった。⁷⁾

そして、この R. V. Jhering の法律実証主義や概念法学にたいする攻撃につづいて、一九世紀の末期になると、深刻な批判がなされるようになった。それは、産業資本主義から独占資本主義に移行するという一定の条件のもとに、新しいイデオロギーによる、思想的闘争の必要が起ったためであった。かくして二〇世紀の初頭には『自由法学』が主張されたのである。⁸⁾ この自由法学は、歴史法学がなしとげえなかった社会的諸条件の、新しい諸変化という歴史的事実にもとづいて、不可避的に生ずる法律的規範と社会関係との矛盾を把えようとした。だが『自由法学』は、それらの諸矛盾の克服にたいする努力を、ただ形式論理的操作によってなしとげようとした。こうして『自由法

学』は、法律学をして、科学にまで高めることができなかった。⁹⁾

- (c) Maurice Cornforth: *The Theory of Knowledge, Dialectical Materialism, An Introductory Course*, Vol. III, 1954.
(藤野涉他訳 認識論上巻〈理論社 一九五六年一月〉一二四ページ)
- (4) ヘルマン・クレンナー マルクス・レーニン主義における法の本質(三) (ソヴェト法学一卷三号〈門脇書店 一九五五年九月〉七〇ページ)。
- (5) 平野義太郎 日本資本主義と法律(理論社 一九五五年二月) 四一―一ページ。
- (6) 牧野英一 法律学を志す人々へ(有斐閣 一九五三年九月) 二一〇ページ―二二一ページ。
- (7) R. V. Jhering: *Der Kampf ums Recht*, 1872. (日沖憲郎訳 権利のための闘争〈岩波文庫版 一九三一年一〇月〉三四―三九ページ)
- (8) 自由法学はこれまでの概念法学から脱却するためにとられたものであり、その初期においては、ことにドイツ法学者によって民法についての新しい理論から出発した。この自由法学は、フランスのギョニー (François Gény, 1861~) の “*De l'interprétation et des Sources du droit Privé positif*, 1899.” (私法解釈論) によってなごせられた。¹⁰⁾
- (9) 川島武宣 民法講義第一巻序説(岩波書店 一九五一年五月) 二四―二五ページ。

たしかに産業資本主義が独占資本主義に移行してしまつた二〇世紀初頭においては、どんなに概念法学が法律規範(民法規範)の超階級的な性格を強調してみても、事実において否定されざるをえない諸現象が生じたのである。人々はその歴史的経験にもとづいて、これまでの概念法学の法律的規範にたいする、超階級的な性格を導入する法律学方法論にたいして、批判の目を向けざるをえなかつた。そこに新しい法律学方法論にたいする考察が、生ずるようになった。たとえば F. Berolzheimer は、『法律をもちつて、歴史的に、社会の諸方面の利益ないし必要の権衡の産物と見ること』、かならずしも正確ではない。法律におけるおのおのの實質的な基本的な・変化は、むしろ社会の一部の者

の他の者にたいする勝利の結果であった。』と述べている。また Meyers も、『支配階級はかれらを有利にするような法律をつくる。そしてもっとも完全に、支配階級に有利なような法典が時代の正義・理想に、もっともよく合致するものである』¹¹⁾と認めざるをえなかった。こうして、次第に社会法学的な研究方法の必要性が、意識されてくるのである。このように、産業資本主義が独占資本主義に移行したという歴史的事実は、法律および法律制度そのものたにする、法律的理想をオロギーを変化させた。これは法律および法律制度が、社会・経済的条件によって規定されていくことが、歴史的事実にもとずいて例証されたためであった。従って、法律および法律制度にたいする伝統的な法律学の法律的根拠となっていた『普遍的妥当性』や『超階級の性格』などに具体的な妥当性をあたえるためには、どうしてもその土台となる社会・経済的条件が、法律および法律制度の外的条件にすぎないことを、主張する必要がある¹²⁾。だから Hans Kelsen¹³⁾は『法律そのものの内容が事実的に、いかに成立したかを問題にすれば、法律に表示された利益は、それを事実的に見れば、支配階級の利益であって、けっして国民全体の利益ではない』¹⁴⁾と述べざるをえなかった。従って、そのことの当然の帰決は、法律および法律制度が社会における階級闘争によって、形成されるものであること、そしてそれは、支配階級の利益を直接的に表現するものであることを、認証せざるをえなかった¹⁵⁾。だからこそ H. Kelsen は、これまでの法律学的研究方法のとして、抽象的・概念的規定性と現実性とのあいだに存在する矛盾を、克服する必要を痛感したのである。そのために H. Kelsen は、法律(実定法)のなかに存在している一切の夾雑物をとりのぞき、法律(実定法)についての純粹認識を把握するという、法律学的方法論をとることの必要性を主張したのである。そこに彼の“Reine Rechtslehre”(純粹法学)の主張があった¹⁶⁾。そして H. Kelsen は、じぶん自身の法律学方法論(理論)が、純粹に法律学的性格をもちたものであることを強調している。つまり“Reine Recht-

stehre”におおつては、法律から政治的イデオロギーや階級関係（階級闘争）などの一切を排除し、法律をたんに社会的事実として考察するのだと主張した。従つて、“Reine Rechtslehre”においては、社会的・経済的・政治的諸問題は意識的回避され、法学の『純方法論』的な、特殊的・技術的な諸問題にその立場を限定しているのだと叙述してゐる。¹⁷⁾だが H. Kelsen の “Reine Rechtslehre”によれば、国家と法律および法律制度の本質にたいする科学的な分析をなしていない。だから、げっきよくは法律および法律制度の『超階級の性格』や『永久性』というような、形而上学的な法律理念を主張するという、法律技術的な論理構成に陥つてしまつてゐる。従つて、そこでは政治的無関心のもとに、実はブルジョアジーの一般的な法律的イデオロギーを代弁するという結果となつてゐる。¹⁸⁾また R. Stammler は、普遍的な・社会的妥当性をもつた法律および法律制度の本質と理念を、社会的意慾の純粹形式において求めようとした。そして、社会生活の内容である社会的・経済的諸関係を、人間結合の形式としての法律によつて、論理的に規制されたものと主張した。つまり R. Stammler は、経済と法律との関係を、実質と形式との関係として、観念化してしまつたのである。しかし R. Stammler も、法律および法律制度が、社会・経済的条件によつて規定されているという歴史的事実を、否定することはできなかった。²⁰⁾しかしながら、これらの新カント主義的法律思想に影響された、主観主義的・観念論的・形而上学的立場は、認識論的誤謬をもたらしだ。すなわち、純主観的な認識形式や概念要式をつくりあげて、実在と価値、存在と当為、形式と内容を分離したのである。このことは、存在としての法律と規範的当為としての法律、歴史的必然性と歴史的規範定立とを、観念論的に二元主義的に分離し、両者の弁証法的発展を、非弁証法的に切離したことに示されている。²¹⁾こうして、これらの矛盾から逃れ得るために、新ヘーゲル主義に立脚するところの、法律思想が生ずることになつた。²²⁾これらの実例で示されるように、特定の法律学説

(法理論)や法律思想に表現されているいろいろの内容は、それが形成されるに至ったその当時の、一定の社会・経済的諸条件のもとでは、なお進歩的意義と社会的役割とをはたしていたのである。²³⁾

- (10) F. Berolzheimer; *The Perils of Emotionalism*, in "Science of Legal Method," 1924. Cf pp. 170~172
- (11) Meyers. *History of the Supreme Court of the United States*, 1917, p. 8
- (12) 谷口知平 ソヴェト民法原理(季刊法律学二号)秋田屋 一九四七年二月)一六六ページ。
- (13) Hans Kelsen (ハンス・ケルゼン、1881~)は、純粋法学の創唱者である。この純粋法学派は、ウィーン学派(オーストリア学派)とも呼ばれている。これはカント主義ことに新カント主義的法律思想をさらに純化しようとした。すなわち、新カント主義における方法的二元主義を純化して、法律学的二元主義をとり、それによってカント的価値一元主義を貫徹しようとする立場にたつていゝといえる。
- (14) H. Kelsen; *Hauptprobleme der Staatsrechtslehre*, 1923, s. 480
- (15) H. Kelsen; *Reine Rechtslehre*, 1934. (横田喜三郎訳 ケルゼン純粋法学)岩波書店 一九三五年四月)五七ページ)
- (16) 平野義太郎 観念論的法学の批判(法律文化社 一九五〇年六月)一〇〇ページ。
- (17) たゞきは H. Kelsen が "Nature and Society, A Sociological Inquiry, 1946." のなかで、つぎのやうに述べている。すなわち、『社会の法則性としての規範性を適用せよとする要求は、一つのたんなるイデオロギーであつて、そのうしろには、リアリテートとしての、個人と集団との、もつとも具体的な利害がかくれており、支配権をにぎつた利害が、自己を規範として示すのだといふことが看破されるのである』(同上二六六ページ)と。
- (18) АКАДЕМИЯ НАУК СОЮЗА СССР, ИНИЦИАТИВНОЕ ПРАВО, ТЕОРИЯ ПООБЩАЮЩАГОСЯ И ПРИБАВ. МОСКВА, 1949. (藤田勇 訳 国家と法の理論上巻)巖松堂書店 一九五四年九月)三三ページ~三四ページ)
- (19) R. Stammler は、西南ドイツ学派(マルブルグ学派)の見地に立っている。彼は法律における理想的要素をとりだし、理想主義的な法律哲学体系を樹立している。R. Stammler の著書には、"Die Lehre vom rechtlichen Recht, 1902." "Theorie der Rechtswissenschaft, 1911", "Lehrbuch der Rechtsphilosophie, 1922." などがある。
- (20) R. Stammler; *Wirtschaft und Rechts*, 1889.

(21) 平野義太郎 観念論的法学の批判 (法律文化社 一九五〇年六月) 一〇一ページ。

(22) 尾高朝雄 国家構造論 (岩波書店 一九三六年四月) 四五ページ。

(23) Maurice Cornforth: Materialism and the Dialectical Method, Dialectical Materialism, An Introductory Course, Vol. I, 1953. (小松撰郎他訳 唯物論と弁証法へ理論社 一九五五年一月) 一二五ページ)

もちろんそれぞれの法律学説(法理論)が進歩的意義と役割をもっていたのは、社会の発展にとって、進歩的なある一定の条件が存在しているあいだであった。それらの諸学説が、やがて社会の経済的土台にたいして、さらにいっそうの深い分析をなし、それとの関連性をもつことなしには、もはや個々の法律的現象についての説明をなすことができないうようになる、事態はまったく別になってくる。それらの法律学説(法理論)は、じぶん自身がこれまでなしとげてきた諸成果をなげすむざるをえなくなる。そうしてそれらの研究は、人々を誤らせる観念的な・表面的な記述だけをするにとどまるようになってしまう。このことは資本主義社会が産業資本主義から独占資本主義への移行した時期において、はっきりとその実例を提供している。これまでの法律学にたいする諸学派に属する人々は、けっきょくにおいて、民法学によって研究されなければならない法律的现象を、けっして正しく・科学的に分析し、分類し、体系的に説明することができなかつたのである。²⁴⁾だからそれらの諸学説が、絶対に進歩的なものであるということはいえない。なぜなれば、資本主義社会のたえざる発展過程は、民法学じたいの研究方法にたいする反省の機会をあたえていく。それは、社会・経済的条件が刻々に変化し、従って、つぎつぎにと新しい諸環境が形成されていくという条件のもとでは、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度と、現実的な資本主義的経済関係とは、照応しなくなるという事実を、認識し経験せざるをえないからである。たとえば、こんにちの市民法の基本的原理の一つで

ある『契約の自由性』をとってみても、資本主義社会の社会・経済的条件が変化すれば、それにともなって、意味・内容も変化せざるをえない。そして実際に変化している。かつての『概念法学』と『自由法学』との論争の基盤は、民法規範(民法法規)および全体として民法制度と、現実的諸関係のあいだに存在している矛盾を、ブルジョアジーにとつていかに有利に解決するかについての、考え方の差異にもとずいていたといえるだろう。資本主義社会の諸矛盾の量的増大によって、いままでの法律的価値観は、動搖せざるをえなかった。そして、これまで民法規範(民法法規)および全体としての民法制度に表現されていた、資本主義的法律秩序にたいする固定化された価値尺度は、基準を失うようになった。こうして民法学の立場に、政治的価値観の対立・抗争がもちこまれてきたのである。²⁵⁾

これらの歴史的事実によって解るように、これまでに展開してきたいろいろの民法学的理論は、民法関係を構成する個々の法律的現象の外的側面を考察してきた。そのことからある特定の論理的結論をひきだしてきた。そして、それを民法学的概念によってとらえていたのである。それはこれまでの法律学一般の思惟方法を忠実に遵守したままである。しかし、この思惟方法によつては、なにゆえに法律的現象が生起しているのか、つまり、法律的現象そのものの存立の諸条件には、まったくふれることができなくなる。その結果は、それらの社会的な意味・内容を無視し、もっぱら、あるいはなによりもまず、問題の形式的な側面を考察するということにならざるをえない。かつての“Code Napoléon, 1804.”のなかに規定されている諸条項の意義・内容は、それ以後の資本主義社会の発展にともなつて、現実的諸関係とのあいだに、矛盾・対立を生ぜしめたのである。従つて、外形的な形式をのこしていても、次第にその意義・内容を変化させていかなければならなかった。そしてさらに形式そのものを、現実的関係に照応させていかざるをえなかった。こうして、そうした民法規範(民法法規)および全体としての民法制度の諸変化に先行して、法律的

カテゴリーを、現実的諸関係によって豊富化することが必要となってくる。そこに概念法学的な民法学が、それなりに発展していく根拠があったわけである。²⁶⁾だが、ここで注意しなければならないことは、社会的存在の本源性と、意識や理論の副次性という命題についてである。このことを正しく理解することによって、法律のイデオロギ―や民法学的理論が、資本主義社会の物質的・生活の諸条件の、反映であるという点についての理解も生れる。従って、こゝにちの民法学理論は、資本主義社会におけるこれまでの社会生活の物質的・生活条件、つまり社会的存在の諸変化の結果によってのみみだされたわけである。すなわち、資本主義的生産関係が、けっきょくにおいて、それを制約し、条件づけているのである。このことは、民法学理論や民法学的意識の発展を、社会的意識そのもののうちに求めるべきではなく、社会の物質的条件に、社会的存在そのものに求めなければならないことを示している。²⁷⁾

(24) Maurice Cornforth; *The Theory of Knowledge, Dialectical Materialism, An Introductory Course*, Vol. III, 1954.

(藤野渉他訳 認識論上巻《理論社 一九五六年一月》一八七ページ)

(25) 尾高朝雄 法の解釈(日本法学会編 法の解釈《有斐閣 一九五四年二月》)二七ページ。

(26) 平野義太郎 日本資本主義と法律(理論社 一九五五年二月)四一―一ページ。

(27) ゲ・エフ・アレクサンドロフ 弁証法的唯論第三分冊(青木新書版 一九五五年一〇月)六二三―三ページ。

このように民法理論は、特定人のその歴史的・社会的に於ける具体的な生活条件、つまり、全体としては階級的利害に深い関係をもつものである。だから、こゝにちの資本主義社会におけるそうした階級的関係を無視し、すべての人、すべての階級に共通した、普遍的な民法理論をもとめるならば、それはまったく抽象的・形式的なものとなるだろう。しかも、そういうように抽象的・形式的な取扱いは、非科学的な取扱いだといえる。²⁸⁾なぜならば、民法学上の理論はこれまでの民法理論を、さらに新しい経済的諸条件との結合において、民法規範(民法法規)および全体と

しての民法制度を考察するという努力のうち、より科学的に豊富化されていくという過程をとらざるをえない。だからブルジョアジーは、じぶん達の法理的構成の過程において、いままでに存在している民法学上の諸理論(見解)に、なんらの考慮をばらうことなしには、じぶん達の法理論を發展させることはできなかった。もちろんこのばあいには、特定の・ブルジョア・イデオログの手によって發展させられた、法理論(見解)のみを出発点となっている。だから一般的にいつて、それらの民法学上の理論に示されている特定の形式は、それ以前の民法学上の理論に存在していた形式によって導きだされたものではあるが、それが主張されている現実的な階級の利益によって、その意義と内容とが規定され、具体的にそれを反映している。こうして民法学上の諸理論にとっては、ふるい形式に新らしい内容があたえられ、つづいて形式が内容の要求にかなうように変化していくという循環過程におかれている。²⁹⁾このことを K. Marx は『ちまぢまな財産形式のうえに、社会的生存条件のうえに、独特のかたちをとった感覚、幻覚、考え、人生観の上部構造がそびえたっている。それは階級全体が、自分の物質的基礎と、それにおうじた社会関係から、つくりだしてかたちづくるものである。それは伝統と教育とをつうじて一人一人の個人にながれこみ、個人はそれが自分の行動の本来の動機や出発点だと想像するかもしれない。』³⁰⁾と記述している。

しかしブルジョアジーは、じぶん達の意思をできるだけ抽象的な規範的定式によって、表明しようとする。なぜならば、一般的な・抽象的な規範的定式をもって表現していれば、個々の具体的な事例にたいして、その解釈をつうじて、じぶん達の利益に奉仕させるように、その内容をかえることができるという可能性が増大するからである。このようにして、これまでの民法学は、民法規範(民法法規) および全体としての民法制度のもつ、本質的な意義や社会的役割を把握するにあたって、現実的な資本主義的社会関係を捨象してしまい、特定の法律的形体として抽象化す

るために、形而上学的立場をとらざるをえなかった。従って、こうした民法学的立場をとることによって、民法規範（民法法規）そのものは、資本主義社会における人々の行為の義務的規則として、こんどは民法関係そのものが、民法規範（民法法規）および全体としての民法制度によって規制されるという、法律的な論理構造をとることができたのである。

資本主義的生産および再生産の一般的条件は、この民法規範（民法法規）および全体としての民法制度によって確保されている。つまり、民法規範（民法法規）および全体としての民法制度のもつ社会的役割は、まさにこの点にあるわけである。従ってそれらは、資本主義社会に展開する民法関係にたいして、資本主義的法律秩序を確保し、強制するために、ブルジョアジーの意志を表現しているわけである。もちろんそれらは、資本主義的生産関係に、完全に照応することはできない。しかし、一般的かつ抽象的に法律的命題の総和としての民法規範（民法法規）および全体としての民法制度は、資本主義的生産および再生産の一般的条件を法律的に表現し、かつ資本主義国家によって認証された、一つの法律的形態として存在しているのである。しかもそれは、資本主義的生産および再生産のもっとも本質的な特徴を、法律的に反映しているのである。だから、民法規範（民法法規）および全体としての民法制度は、この一般的条件が反覆され、存続している限り、新しい段階の民法関係にたいして、妥当性をみいだすことができるわけである。³¹⁾もちろん、民法規範（民法法規）および全体としての民法制度の内容は、それが存在の基底をなしている資本主義的生産関係の発展によって規定されていく。しかし全面的には、ただそれだけに帰着させることはできないだろう。それらはかならずしも、直接的に・無媒介的に反映してはいない。しかし、民法規範（民法法規）および全体としての民法制度は、その意思を表現しているブルジョアジーの一般的利益に奉仕するために、経済的關係だけ

ではなく、政治的な文化的な、その他の社会的諸關係にたいしても、法律制度的な保護をあたえるための、法律的形式であり、それを發展させるための法律的手段をなしている。従って、民法規範(民法法規) および全体としての民法制度にたいに内包されている政治的内容や目的は、それが抽象的形式をとって表現するという法律的技術をもちいて、多くのばあい隠蔽されている。だが、われわれが個々の民法規範(民法法規)の意味・内容を、全体としての民法制度そのものと、相互關連的にもっと綿密に考察するならば、そのもつ政治的内容や目的がどこに宿されているか、つまり、その民法規範(民法法規)が表現し、擁護しようとしているところの階級的利益を、ように理解することができるとらう。

- (28) 高島善哉他 社会科学をいかに学ばべきか(春秋社 一九五四年九月)二九ページ。
- (29) Maurice Cornforth; Historical Materialism, Dialectical Materialism, An Introductory Course, Vol. II, 1953. (日井泰四郎他訳 史的唯物論へ理論社 一九五五年二月)一八四ページ)
- (30) K. Marx; Der 18. Brumaire des Louis Bonaparte, 1851. (邦訳 マルヘン選集五卷下へ大月書店版 一九五二年二月)三一五ページ)
- (31) エヌ・エヌ・プラトウスイ 民法にかんするエンゲルスの見解(ソヴェト法学一卷四号 へ門脇書店 一九五五年一月)四ページ。
- (32) АКАДЕМИЯ НАУК СОЮЗА СОВЕТСКИХ РЕСПУБЛИК, ТЕОРИЯ ГОСУДАРСТВА И ПРАВА. Москва, 1949. (藤田勇訳 国家と法の理論上巻へ巖松堂書店 一九五四年九月)五七ページ)

この民法学の研究対象が、こうした特質をもっていること、つまり、社会の生産諸關係の総体によって規定されている特質をもっていることから、民法学そのものの特殊的性格がでてくる。従って、民法学では、民法規範(民法法規) および全体としての民法制度そのものが、資本主義的生産關係によって、具体的な法律的体系が与えられ、そのなか

に貫徹する基本的原理の内容が決定されていることを、問題としなければならなくなる。こんにちの民法規範（民法規）および全体としての民法制度は、資本主義的生産關係を確保し、助長するための法律的手段をなしている。ここにいろいろの法律的形態の經濟にたいする被制約性（反作用）、それらの上部構造の本質、そして經濟への奉仕的機能（能動的役割）が表現されているのである。³³このばあいの資本主義的經濟關係にたいする反作用は、資本主義社会のそのときどきの發展段階（産業資本主義・独占資本主義などの）に依じて、いろいろの形態をとってなされるであらう。しかしその反作用が、いかなる具体的形態をとってなされていても、けっきょくのところ民法規範（民法規）および全体としての民法制度じたいの、本質的な階級的性格にはかわりがないのである。ことに独占資本主義においては、この反作用はいちじるしく積極的な形態をとってなされる。そのため民法規範（民法規）および全体としての民法制度に表現された、ブルジョアジーの意思を隠蔽しようとする努力が、きわめて特徴的にあらわれてくる。かつてブルジョアジーが産業資本主義の時期において、一般的な意思の表現として提起しえた伝統的な命題は、ブルジョアジー自身の手によって廃棄されている。従って、民法が民法規範（民法規）および全体としての民法制度を、ブルジョアジーの意思の表現として、かつ資本主義国家によって認証されたものとして認めることは、とりもなおさず階級の本質を暴露することになる。それゆえブルジョア・イデオログが、民法規範（民法規）および全体としての民法制度に表現されている意思の問題を歪曲したり、まったく排除しようと努力することは明らかである。³⁴こうして民法学は、資本主義社会における階級的關係を反映している。従って、これまでの民法学がブルジョアの立場に立ち、ブルジョアジーのために奉仕していたという事実は否定できない。この民法学のもっている階級的性格（階級性）は、さらに法律家（イデオログ）が、つねに一定の階級的基盤をもち、その利益を実現しようとしている点とも結

びついている。法律家(イデオログ)は、所与の階級のために、その経済および政治的諸關係を強化し、助力するために、諸法則の発見に、じぶんたちの努力をかたむけている。

従って、これまでの民法学において主張された社会一般についての普遍的な見解、一般的な考え方は、それぞれの社会を構造的に把握するという、科学的研究によってうらづけられてはいなかった。従って、それぞれの社会を構造的に區別せず、そこに普遍的な社会の性格や概念をうちたてることは、虚偽の意識の性格、階級イデオロギーの否定などによって、なにか一般的な科学としての幻想を、民法学にあたえるためであった。これまでの民法学の研究と結論は、ブルジョアジーの手中にあって、まずもってブルジョア・イデオロギーの先入観を人々にあたえることであった。それは、けっきょく人々の資本主義社会にたいする幻想を補強し、またブルジョアジーの政治上の諸政策に支柱となる論拠をあたえるように、法律的事実を分類し、解釈するものとして、発展せざるをえなかった³⁵⁾。これまでの民法学の支配階級への依存性、つまり、民法学の階級的性格(階級性)は、民法学上の諸理論が、非科学的な概念規定に陥っているという事実には、はつきりとしめされている。たとえば、『概念法学』にたいする多くの非難が、ブルジョアジーの利益をまもり、法律および法律制度をブルジョアジーの利益のために、価値づけているという点になされたのもそのためであった。それと同時に、法律および法律制度はブルジョアの支配のために奉仕させるための、理論的根拠を提供するためのものとして、道具化され、利用されていたのである。従って、これらの民法学は、民法規範(民法法規) および全体としての民法制度が、客観的な経済關係の法律的反映であることを理解しようとはしない。そして、実際に、そのことを理解することもできなかったようである。なぜならば、民法規範(民法法規) および全体としての民法制度を、客観的な経済關係の法律的反映として理解することは、ブルジョアジーにとって、すこしも利

益とはならないからである。それどころか、じぶんたちの階級的支配の道具である民法規範（民法法規）および全体としての民法制度の機能を、弱化させることになるからである。もしも、そうした理解の基盤に人々がたつことができらば、『物神崇拜性』や『永遠性』などという人々の法律的信仰は、けっきょくのところブルジョアジーの手によってつくりだされたものにすぎないことを、理解するようになるからである。だが、民法規範（民法法規）および全体としての民法制度と、現実的な経済関係のあいだの矛盾が、はっきりとした姿態をとってあらわれると、これまでの民法学にたいする批判・反省の進行過程が生ずる。それは、社会の物質的生活における、あたらしい諸要素を土台としてあらわれたものである。こうして、これまでの民法学にたいする、深い批判と反省のもとに、先進的な民法学理論がうちたてられてゆく。この先進的な民法学理論は、社会の物質生活の発展を土台として要求される、あたらしい任務にもとづいて発生し、その任務を解決するために、科学的な方法論にもとづかざるをえない。それは、いままでの民法学の役立たしめられていた階級的利益とは、ことなつた利益を実現している。このように先進的な民法学理論は、社会における物質的生活の発展が、それをうみだすまでは出現することはできない。しかし、いったんそれが出現すると、ようしゃなく、これまでの諸理論や諸見解のなかに示されている矛盾を暴露するようになる。先進的な民法学理論は、そのための武器として、法律的論理をもち、事実によって証明しようとするのである³⁶⁾。

これまでの民法学における研究対象にたいする見解の差異は、たんに一般的な法律上の見解の差異にもとづくものであるとはいえない。民法学の研究対象は、民法規範（民法法規）および全体としての民法制度そのものである。このことは、まえに述べたところである。しかるに、これまでの民法学においては、なにか深遠な法律的理論をもちいて、民法学の研究対象が、直接的に民法関係そのものであるかのように主張し、説明している。民法関係は、民法規範

(民法法規)および全体としての民法制度の規律の対象である。もちろん、資本主義的生産関係の法律的表現としての民法関係が、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度に作用し、また相互作用をすることは説明するまでもない。こうして民法学の研究対象をこのように規定すれば、それを通じて、その存立の基盤にまで科学的な分析をなさざるをえなくなる。民法学に科学性をもちこむことが、これまでの形而上学的な・抽象的定式である『普遍的正義』や『永遠性』にたいして、どんなに否定的影響をあたえるかは明らかである。このように、民法学にたいする取扱いの差異は、たんに内面的な精神的思考の差異にもとづくのではないのである。それは、民法学者のたっている物質的な土台の差異にもとづいているのである。このことは説明するまでもないだろう。³⁷⁾それは民法学者が、どのような利益を直接に代表し、奉仕しているかによるのである。こうして民法学も、他の社会科学がそうであると同じように、本質的に階級的な性格をもたざるをえないのである。

これまでの考察によって、資本主義社会が、階級社会として存在しているという事実から、単一の民法学が存立することはできないことを理解されたことと思う。資本主義社会における人々の社会生活の物質的条件の差異は、いくつかの・相異なる法律の見解や、法律的思想を成立させる根源となっている。従って、こういういくつかの・相異なる法律の見解や法律的思想の存在は、また、それぞれの階級的利益に直接に奉仕しうるところの、いくつかの民法学の存在を結果するわけである。

(33) Ф. КОНСТАНТИНОВ; «Развитие И. В. Сталиным Ленинской Теории Социалистического Государства» КОММУНИСТ, No, 5, 1953, СТР. 18.

(37) АКАДЕМИЯ НАУК СССР, институт права, М. П. КАРБЕВ, ПРАВО И ПРАВСТВЕННОСТЬ В СОЦИАЛИСТИЧЕКОМ

- ОБЩЕИТЬ, МОСКВА, 1951. (胡麻本萬一訳 社会主義社会における法と道徳) 巖松堂書店 一九五五年五月(一五五ページ)
- (35) Maurice Cornforth; The Theory of Knowledge, Dialectical Materialism, An Introductory Course, Vol. III, 1954. (藤野涉他訳 認識論上巻) 理論社 一九五六年一月(一八八ページ)
- (36) Maurice Cornforth; The Theory of Knowledge, Dialectical Materialism, An Introductory Course, Vol. III, 1954. (藤野涉他訳 認識論上巻) 理論社 一九五六年一月(一一九ページ—一三〇ページ)
- (37) 宮川澄 日本民法典論争の社会・経済的基礎について(三)(立教経済学研究六卷一号(一九五三年一二月)(八二ページ)。
- (38) この点について F. Engels は "Die Lage der Arbeitenden Klasse in England, 1845." (邦訳 マルヘン選集補巻二) 《大月書店版 一九五一年五月》) のなかにおいて、ブルジョアとプロレタリアートのあいだでは、いかに理念・考え方の道徳律・政治などが正反対にことなっているかを、具体的な実例に従って論証している。この点についての考察から問題の鍵が引きだされうと思ふ。

六 民法学の研究方法

これまでの叙述によって、民法学の研究にとって必要な基本的課題について、ほぼ理解することができたことと思う。そうして、これらの諸課題を取り扱うにあいには、いつでも民法学の研究方法との関連に力点をおいて、取り扱ってきたわけである。これまでばらばらな視角から、民法学の研究方法についての問題を理解してきたが、ここでも、それらを総括的に・統一的にまとめるといふ、結論的課題に到達したようである。

民法学の研究方法は、民法学の研究対象そのものによって規定されるといえる。われわれはこの民法学の研究対象を、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度であると規定した。従って、民法学の研究方法は、資本主義社会における民法関係が、どのように資本主義的法律秩序によって規制されなければならないかを、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度の、発展過程における歴史諸の事実にもとづいて科学的に分析し、説明していく

ことだと考えている。そして民法学の研究は、それらの民法規範(民法法規)および全体としての民法制度の、発展過程における歴史的諸事実によって、民法学上の諸概念が、どのように論理的構成をもっているかを理解していかなければならないと考えている。民法学そのものは、民法学上の諸概念による、法論理的構成と体系をもっている。従って、それらの民法学上の諸概念は、すべて客観的な歴史的経験によって引きだされたものである。それだけではなく、歴史的諸事実にもとづいて、歴史的経験によって検証されたものでなければならぬ。もしもそうでなければ、真に科学的な理論とはなれないだろう。従って民法学そのものは、そうした意味における民法学上の諸概念にもとづき、法論理的構成と体系をもったものでなければならぬ。こうして民法学の研究は、まず民法学において重要な意義と役割をはたす法律的範疇や、法律的概念の正しい理解から出発しなければならぬ。このことは、民法学がどのような概念構成をもって構築されているかという、法論理的構成と体系との理解から出発する必要があるという意味である。もちろんこのばあい、それを形而上学的に取扱ってはならない。すなわち民法学上の法律的範疇や法律的概念は、民法学的論理構成と体系とを含めて、すべて一定の歴史的・社会的条件によって、形式と内容とが規定されているという、社会的事実¹⁾に立脚していなければならない。なぜならば、民法学上の法律的範疇や法律的概念は、客観的に妥当している資本主義的法律秩序を、人々の法律意識のうちに反映させ、それを民法関係にうつしうえたものであるからである。このことは、経済的諸関係の急激な変動期においては、明瞭となる。だから、一九世紀と二〇世紀のかわり目、つまり、産業資本主義から独占資本主義への移行期に生じた、急激な社会・経済的条件の変化は、E. Ehrlich や R. Pound などの『法社会学』の主張をうみだしたのである。これが、この新しい法律学上の方法論(法理論)を主張するに至った社会的背景なのである。そしてこの新しい法律学上の方法論は、法律学に科学性を

附与するために、つぎのことを主張する。すなわち、『法現象を社会行動（法や権利義務に対する觀念・態度、価値判断、価値体系を含む）・社会關係・社会集団・社会制度の諸側面から諸構成要素に分析し、その相互の關連やその変化・運動の法則を明らかにしなければならない。これらの分析は、法現象に内在する諸要素のみを対象とするだけでは十分でなく、法以外の社会秩序・社会制度や經濟的な基礎過程や政治的な力關係との關連等を含まねばならない。またこれらの分析にあたっては、単に現在の諸現象を存在せしめている歴史的なわくの中での、諸構成要素やその關連を明らかにする目的に止まらず、歴史的な諸条件との關連を考察し、發展の法則を明らかにしなければならない。要するに法社会学がその対象を取扱うそのしかたは、他の諸々の社会科学さらに自然科学と本質的に異なるものではなく、ただ法という社会現象が自然現象よりもはるかに多く歴史的發展をとげつつあること、および法的現象には自然現象とは異なる種々の要素（たとえば人間の行動、特に価値判断など）を含むことの結果、法社会学は他の諸々の社会科学と同じく、且つ自然科学と異なるのみである。』

この主張によって解るように、ここではいままでの・伝統的な『概念法学』や『解釈法学』の抽象的・觀念的な研究方法にたいする、はげしい批判がなされている。つまり、資本主義社会における社会・經濟的条件の変化は、民法上の法律的範疇や法律的概念が、一定の歴史的條件によって、その形式と内容とにおいて規定されるという、社会的事実を示していること、そして、それを科学的に考察することの必要性を強調しているわけである。だが、こうした主張にもかかわらず、E. Ehrlich や R. Pound がみずからの法律学の出発点として強調した、法律的規範や法律制度の、社会的諸機能や内容について、具体的な分析と考察とをなすにあたっては、形式的・概念的に取扱うという、伝統的な法律学的立場を克服することができなかった。このことは、個々の問題を取扱うばあいに、問題の所在を抽

象化してしまい、その階級的内容やその物質的被制約性を捨象していることによって示されている。もちろん、この『法社会学』において主張されているように、民法学上の法律的概念や法律的范围の正しい理解のためには、まずもって、その基底的な経済的關係の科学的分析の理解を基礎的要件としなければならない。しかし、『法社会学』の法論(理論)は、正しくも法律的现象と基底的な経済的諸關係とのあいだの相互的関連性を問題としつつも、なおそこから一步すすんで、現実的な経済關係の科学的分析と解明をなしていないといえる。『法社会学』は、ただそれらを表面的に取扱ひ考察しているだけにとどまっているといえる。なぜならば、現実的な経済關係の科学的分析と解明とは、けっきょくは階級關係であるという点に到達せざるをえない。従って、それを捨象してしまう『法社会学』にあつては、抽象的なものとして取り扱わなければならないがなかつた。このように資本主義的諸關係を表面的に把握することでは、民法学に外見的科学性をあたえるにすぎないことはとうぜんであろう。

かつて、K. Marx と F. Engels は、法律学の科学的な研究方法として、つぎの諸点を強調し、指摘した。これは民法学が科学としてどのように取り扱われなければならないかについて、多くの示唆をふくんだ指摘であるといえよう。それは同時に、民法学の科学性についての問題提起ともなるであろう。すなわち、K. Marx と F. Engels は、なによりもまず、法律的现象の直接的な認識から出発し、その法律的现象の深部に横わる本質をつかみ出すことから出発しなければならないと強調している。そして、それぞれの法律的现象のあいだの本質的な関連性と、その法則性の発見へと前進し、最後に法律的现象の包括的理解にまで到達することではなければならないことを指摘した。³⁾ことに K. Marx は、『研究は材料を仔細に吾がものとなし、その相異なる発展諸形態を分析し、それらの形態の内的紐帯を喚き出さなければならぬ。この仕事成就されたのち、はじめて、現実的運動が照応的に叙述されう。これが成功

すれば、そして今や材料の生命が観念的に反映すれば、あたかも先験的な構成物を相手とするもののように見えるかも知れない。』と述べている。

(1) 山中康雄 法学と社会学の区別についての一考察(民主主義科学者協会編 法社会学の諸問題(一九五三年九月))五六ページ。

(2) 川島武宣 民法講義 第一巻序説(岩波書店 一九五一年五月)二六ページ〜二七ページ。

(3) Maurice Cornforth: The Theory of Knowledge, Dialectical Materialism, An Introductory, Vol. III, 1954. (藤野渉 他訳認識論下巻(理論社 一九五六年一月)三〇二ページ)

(4) K. Marx; Das Kapital, Buch I, Dietz Verlag Berlin, 1953, "Nachwort Zur Zweiten Auflage", SS. 17. (長谷部文雄訳 資本論(1)(青木文庫版 一九五一年一月)八五ページ〜八六ページ)

従って、民法学の研究方法としてのつぎの課題は、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度の規律の対象をなしている、民法関係の法律的構成を、法論理的に把握することである。そして、その観点から民法関係の法律的構成を問題とするばあいには、まずもって民法関係として現実的にあらわれている、いろいろな法律的现象を、正しく把握し、理解しなければならぬ。ことにそれらの法律的现象の基底に横わる本質を把握し、それを科学的に理解する必要がある。そのうえで、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度がうちたてる民法関係について、資本主義的法律秩序の意味・内容を理解しなければならぬ。従って、個々の法律的现象を、孤立したものと把握するという、誤りに陥ってはならないのである。なぜならば、すべての法律的现象は、いつでも生成と消滅のたえまない諸変化の過程において、あらわれているからである。このことは、⁵⁾いろいろな法律的现象の経験的同質性によって、形成されている法律的范围や、法律的概念にとっても同じだからである。たとえば資本主義的法律秩序は、一

定の価値を内包している。あるいは特定の・ブルジョア的価値判断によって支えられている。しかもそれは、資本主義の生産関係を維持し、擁護するという点についての、法律行為の結果として経験された、統一的な、資本主義的な法律的規範意識によって支えられている。この意味において、資本主義的法律秩序は、直接的な法律行為の総合過程よりうみだされたところの、資本主義的な法律的規範意識によって支配される、法律行為の統一性を示している。⁶⁾だから資本主義的法律秩序そのものは、資本主義の生産関係の具体的な内容によって、具体的なものとして形成され、変えられていくものだといえるのである。それゆえ民法学では、資本主義的法律秩序を形成し、変質していく、この資本主義の生産関係の具体性と科学的な研究をなしていく必要性をもつわけである。そのことなしには、個々の法律的現象が、民法関係においてどのような法律的形態と内容をもつて発生するかという、民法学上の基本的課題を、究明することも不可能となるだろう。⁷⁾そして同じように、民法関係にうちてられる資本主義的法律秩序が、なにを要求しているかを、その特殊性において理解できないと思う。

従って、民法学においては、民法関係としてあらわれる個々の法律的現象を、現実的な側面において把握しなければならぬ。もしも法律的現象を、対自的かつ即時的な存在として把握するならば、それは形而上学的・観念的な取扱いに陥ることになる。そのように法律的現象を把握するならば、法律的現象そのものが、その内的構造において発生し、消滅するものだという結論に到達し、従って、その発展過程を法律的論理構造において把握ようになるだろう。このいわゆる『純粹的方法』は、民法学の研究方法からとりのぞかなければならない。⁸⁾つまり法律的諸現象は、それがいかに外見的に孤立した、偶然的なものにみえても、それぞれの法律的現象のあいだには、いつでも相互依存性が存在しているのである。⁹⁾従って個々の法律的現象の諸側面のあいだの、この相互依存性を理解していかなければ

ならない。そして統一された全体の、一つの構成部分として、その社会現象（経済的・政治的現象などの）による被制約性を、もっていることを理解する必要がある。こうして、資本主義社会における運動を統一的にとらえ、その法則的な関連性を明らかにしていくことは、民法学に科学的土台をあたえることになる。これは、民法学の基本的課題を構成しているといえる。資本主義社会における諸現象が、おたがいに相互依存性をもち、おたがいに被制約性をもちあっていることは、資本主義社会が統一されたつながりをもった全体を形づくっていること、ここでは社会現象の統一性と質的な多様性とを、たがいに区別することができないことを意味している。¹⁰⁾

(5) この点について、F. Engels は "Ludwig Feuerbach und der Ausgang der Klassischen deutschen Philosophie, 1888" のなかで、同じように記述している。『すなわち、みかけのうえでは固定的な諸事物も、吾々の頭脳のなかにあるこれらの諸事物の思想的模倣たる諸概念にとらず、ともにすべての生成と消滅のたえまない変化の過程においてあるのである。この変化の過程をつらぬいて、そこにみかけのうえでは偶然的なものがいろいろあらわれたり、また一時的の後退も起こったりするにもかかわらず、けっきょくはある一つの前進的發展がおこなわれている。』（邦訳マルク・エン選集一五巻下、大月書店版 一九五〇年一月、四八四ページ）と。

(6) 吉富重夫 政治的統一の理論（有斐閣 一九五五年四月）一三八ページ。

(7) 奈良正路 法学の基礎観念（日本評論社 一九三一年一月）七七ページ。

(8) ア・ヴィシンスキー ソヴェト民法学の若干の問題 ソヴェト国家と法 一九五三年四月号（ソヴェト研究者協会編 社会科学の諸問題、大月書店 一九五五年三月）一〇三ページ。

(9) V. I. Lenin; Karl Marx, 1914. (長谷部文雄訳 資本論(一) 青木文庫版 一九五一年一月) 四〇〇ページ。

(10) ソ同盟科学院哲学研究所 弁証法的唯物論第一分冊（青木新書版 一九五五年五月）一一五ページ。

すでに理解したように、民法法規（民法法規）および全体としての民法制度は、法律的に規制されている社会関係、つまり民法関係に参加する人々の行為を強制し、資本主義的法律秩序を民法関係に直接にうちたてようとする支

配階級の意思を表現している。従って、人々がそのなかに示されている諸要求に従うのは、つぎのいづれかのばあいである。¹¹⁾ すなわち第一のケースは、それらの諸要求がじぶん達の個別的な部分的な利益に合致していると意識するからである。そして第二のケースは、それに従わなければ、国家権力が直接的な強制作用を加えることを意識するからである。つぎに第三のケースは、個々の人々が資本主義社会の生活をつうじて、ブルジョア・イデオロギーの影響を受けて、それになりたいとする肯定的な意識をもっているからである。ところが、これまでの・伝統的な民法学のために、形而上学的・形式論理的な法律学的方法に従うならば、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度が資本主義社会の発展を規制するものだという、錯倒した論拠を主張することになる。従って、つねに変化し発展しつつある資本主義社会の経済的諸関係を、固定した法律的範疇や法律的概念によって、規制しようとすることになる。従って、その結果は、法律的現象を孤立的に把握し、観念的に理解できるような法律的範疇や法律的概念によって、経済的諸関係を表現するという、誤った立場に陥ることになってしまう。¹²⁾ だから民法学の科学的な研究にとつては、民法關係にたいする、いままでの民法学のとっている抽象的定式から一步外にでて、具体的側面において考察する必要がある。それぞれの民法的諸關係についての分析と評価とを、これまでの形而上学的・形式論理的な研究方法にたよってなすべきではない。民法学上の諸概念は、新しい社会・経済的諸条件の変化にもなって変化していく。従って、これらの諸変化に応じて、たとえばいままでと同一の法律的形式をのこしていても、その内容は、新しい社会・経済的諸条件によって変化している。つまり、法律的形式だけをとどめて、その社会・経済的諸条件におうじて、その法律的性格をかえているのである。このばあい、新しいものはふるいものはなかにとけこみ、その法律的性格と機能とを、じよじよに変化させていることを知らなければならぬ。¹³⁾

このことによつて、民法学の研究においては、法律的现象を孤立的・個別的なものとして、けつして取り扱つてはならないという意味が理解できると思う。民法学の研究においては、それらの法律的现象をうみだした、それがしつかりと結びついている物質的条件との相互關係において、取り扱わなければならないのである。それは、資本主義社会において生起し、民法学において把えなければならぬすべての法律的现象が、それぞれの特有の歴史的な存在領域をもっているからである。従つてすべての法律的现象は、それらの存在領域の具体的な特殊性において、すなわち、条件・時・所によつて、具体的に展開することを理解しなければならぬ。現実的な法律の形態や法律關係は、こんにちの資本主義的生産關係を、法律的にうつつうえたものである。そのため、法律の形態や法律關係は、特定の静止的な資本主義的生産關係を表現してはいない。それはいつでも、たえまなく發展し、變化しつつかある動的な資本主義的生産關係を、法律的に表現している。だからこそ、民法關係においては民法關係そのものを、その動的關係において把握する必要がある。¹⁴⁾それと同時に、民法規範（民法法規）および全体としての民法制度が、いったんうみだされた後においては、その發展過程においては、相對的の獨自性をもつて、その經濟的土台に反作用をあたえているという、正しい科學的立場にたつていなければならない。¹⁵⁾こうして民法關係として展開する個々の法律的现象を、歴史的條件と切りはなすことなしに取り扱ふときだけに、その法律的现象をつらぬきとす力（作用）の眞實の意味をたしかめることができる。こうして、その發生および發展の法則性を、明らかにしていくことができるのである。それとともに、その評価を形而上學的にはなく、それ以前のすべての思考材料を利用して、正しく与えることが可能となる。かくして、民法学の研究對象となつてゐる民法規範（民法法規）および全体としての民法制度に、正しい価値判断を与えることができるようになる。¹⁶⁾だから、このように民法關係として展開する法律的现象を取り扱ふとき

にだけ、民法学を科学として存在させ、発展させることができるのである。¹⁷⁾

- (11) エヌ・ゲ・アレクサンドロフ 社会主義における経済的な法則と法律的な法則との相互関係(稻子恒夫訳 日本法律学の課題と展望へ理論社 一九五四年一月)一二六ページ
- (12) Maurice Cornforth; Theory of Knowledge, Dialectical Materialism, An Introductory Course, Vol. III, 1954. (藤野他訳 認識論上巻へ理論社 一九五六年一月)九五ページ
- (13) Akademie der Wissenschaften der Udssr Institut für Ökonomie; Politische Ökonomie, Lehrbuch, Dietz Verlag Berlin, 1955, s. 458~s. 459. (邦訳 経済学教科書第三分冊へ合同出版社 一九五五年五月)六九二ページ
- (14) 奈良正路 法律学の基礎觀念(日本評論社 一九三二年一月)六九ページ。
- (15) この点について、モリス・コンフォースは、“Materialism and the Dialectical Method, Dialectical Materialism, An Introductory Course, Vol. I, 1952.”のなかで、つぎのように述べている。すなわち、『機械論的理論によると、社会のあらゆる運動は、社会のなかにおける経済的变化によって説明されるべきものであって、経済的過程がえがきだされれば、それをもって社会の変化を決定する要因はことごとくあげられることになる。これは複雑な運動をただ一つの単純な形態に還元しようとする機械論者のもくろみの一つであって、いつさいの政治的文化的イデオロギー的發展をふくむ社会的変化の過程を、一つの単純な経済的過程に還元するのである。しかし社会の發展を説明するという任務は、いつさいの發展を一つの経済的過程に還元しようとしたのでは果されない。そうではなく、経済的過程を基礎にして、いかに種々様々の社会的活動が生じ、社会の複雑な運動のなかでそれぞれの役割がえんじられるのかをしめさなければならぬのである。』(小松撰郎他訳 唯物論と弁証法へ理論社 一九五五年一月)八八ページ~八九ページ)と。
- (16) エヌ・エヌ・ヴラトウイスイ 民法学にかんするエンゲルスの見解(ソヴェト法学一卷四号へ門脇書店 一九五五年一月)月)一一ページ。
- (17) ソ同盟科学院哲学研究所 弁証法的唯物論第一分冊(青木新書版 一九五五年五月)一八一ページ。

つぎに民法学の研究は、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度が直接に規律し、そこに資本主義的法

律秩序を形成しようとする民法関係を、その現実的な・物質的な社会関係の法律的反映として理解することからはじめなければならない。ことにその物質的な資本主義的生産関係を科学的に分析し、説明することから出発することの必要がある。民法規範（民法法規）および全体としての民法制度は、一定の法律体系をもったものとして、全資本主義的法律制度の構成部分となっている。従って個々の民法規範（民法法規）は、相互に一定の調和をもち、全体となつて単一の資本主義的民法制度として体系づけられている。もちろん物質的な資本主義的経済関係が、民法規範（民法法規）および全体としての民法制度に反映されるには、さらにいろいろの条件が存在している。従って、それが正確に反映されてはいないのである。従つて厳密な意味においては、資本主義的生産関係と民法規範（民法法規）および全体としての民法制度とのあいだには、いつでも矛盾が存在している。そして矛盾の結果は、新しい経済的関係の出現にともなう、一般的要求に合致しないという事態を引き起こすことになる。それはとうぜん、民法規範（民法法規）および全体としての民法制度じたいの調和性を、破壊するようになる。従つて、調和性の破壊された民法規範（民法法規）および全体としての民法制度は、これらの矛盾を克服するために変化し、新しい経済的関係の一般的要求に、ふたたび順応していくことになる。こうして対立物の統一、つまり対立物のきりはなすことのできない結びつきを、調和のとれた安定した関係として、つまり、均衡のとれた状態として、理解してはならないことが解るであらう。それは、『対立物の統一は、条件的で、一時的で、つかのままで、相対的である。たがいに排除しあう対立物の闘争は、絶対的である。それは発展、運動が絶対的であるのと同じである。』¹⁸⁾ことを示している。

しかし、民法学の研究は、すべての法律的现象を民法関係に作用する、一つの民法体系からくみ上げた、法律的概念や法律的範疇とによって、法論理的にくみだてることになる。そのため民法学は、民法規範（民法法規）および全

体としての民法制度が、いかに資本主義社会における民法関係を規制しているかを、究明しなければならない。そして、それがさらに資本主義的経済関係にたいして、いかなる反作用をあたえているかを理解しなければならない。だから、F. Engels は、"Ludwig Feuerbach und der Ausgang der Klassischen deutschen Philosophie, 1888." (ノードウィヒ・フイエールバッハ論) のなかで、それらの作用は、あるときは積極的(促進的)なものであり、あるときは消極的(阻止的)なものであることを、指摘したのである。このことは、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度が、資本主義社会の経済的諸関係の法律的反映として存在する以上、それらの諸条件じたいで、よくもわるくも作用しうることに留意しなければならないことを、示すためであった。²⁰⁾こうして、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度が、その経済的土台と相互に作用しあって、あるときは経済関係の発展を助長する要因として作用し、あるときは阻止的な要因として作用することを、科学的に究明することの必要性を、民法学の研究がもつことを示している。²¹⁾しかもこのばあい、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度は、他のいろいろの上部構造よりも、いっそう下部構造に近い性格をもっていることを、理解していなければならない。従って、上部構造としての・支配階級の意思の表現形態としての、しかも資本主義国家によって認証された、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度と、たんなる人々の意識形態としての法律的イデオロギーそのものを、同一視してはならないのである。²²⁾従って、民法学の研究においては、この民法規範(民法法規)および全体としての民法制度が、たんなる支配階級の法律的イデオロギーではなく、それが資本主義国家によって認証された支配階級の意志の、法律的な表現形態であることを、正しく把握していることを必要とする。そこから民法規範(民法法規)および全体としての民法制度が、相対的独自性をもっていること、そしてそれは、いつでも発展過程において存在するものであるとい

う、科学的見地から理解することが可能となる。こうして民法学は、生ける具体的な法律事実およびそのうちに階級関係のすべてを反映している法律的现象を体系化し、批判することができるのである。²³⁾ こうして民法学の研究は、つねに階級関係の基礎にたつことの必要性を、主張することができることになる。

(18) Maurice Cornforth: *Materialism and the Dialectical Method, Dialectical Materialism, An Introductory Course, Vol. I* (小松撰郎他訳 唯物論と弁証法へ理論社 一九五五年二月) 一三〇ページ。

(19) レーニン 哲学ノート 弁証法について (邦訳マルクス・エンゲルス・レーニン主義第二分冊へ国民文庫版 一九五二年二月) 二二二ページ。

(20) F. Engels; *Ludwing Feuerbach und der Ausgabe der Klassischen deutschen Philosophie, 1888.* (邦訳『フル＝ヒン選集』一五巻下へ大月書店版 一九五〇年一月) 四九七ページ)

(21) エヌ・エヌ・プラトウスイ 民法にかんするエンゲルスの見解 (ソヴェト法学一卷四号 へ門脇書店 一九五五年一月) 一一ページ。

(22) エヌ・エヌ・プラトウスイ 民法にかんするエンゲルスの見解 (ソヴェト法学一卷四号 へ門脇書店 一九五五年一月) 一〇ページ。

(23) 奈良正路 法律学の基礎観念 (日本評論社 一九三二年一月) 五一ページ。

このことから、民法学における民法関係の考察にあたっては、個々の民法関係のあいだの内面的な関連性をとらえる必要が生じてくる。民法規範 (民法法規) および全体としての民法制度が、規律の対象としている民法関係は、ひじょうにざくそうした・複雑な過程をもっている。しかしそれは、けっして孤立的に存在しているのではない。なぜならば、すでに考察したように、民法関係は、資本主義的生産関係を法律的に表現したものである。そのため、その複雑な過程は、それをうみだした諸条件と有機的な関連をもつて存在している。従つて、このばあい資本主義社会に

生起し、展開する民法關係は、すべてそれを生みだした条件・それと結びついている条件を考慮せずには、正しい・科学的な理解に到達することはできないのである。だから民法学の研究は、民法關係がどんな条件で、どんな場所
 で、どんな時に、それが具体的にどんな形式をとって展開されているかを、その特殊性において把握しなければなら
 ない。それゆえ、民法規範（民法法規）および全体としての民法制度と、その土台となっている資本主義的經濟關係
 との相互作用を取り扱うばあいには、その土台である資本主義的經濟關係のたんなる受動的な反映だという、誤った
 理解におちいつてはならないわけである。民法規範（民法法規）および全体としての民法制度は、それじしん積極的な
 ・能動的な力となつて、資本主義的經濟關係の發展にたいして反作用しているのであり、相対的独自性をもつたもの
 として作用している。²⁴⁾ こうごう点で A. Y. Vishinsky は E. B. Paschukanis の法律学的方法論に鋭い批判を加え
 たのである。²⁴⁾ A. Y. Vishinsky は、科学としての法律学は法律そのものからではなく、資本主義社会における一定
 の物質的基礎から、つまり、資本主義的生產關係の内容からの分析と究明とがなされねばならぬことを指摘したので
 ある。そのためには、特定の社会および国家の本質にたいする科学的理解の基礎にたつて、出発しなければならぬ
 と主張する。これは、法律的現象や法律的概念という問題から法律学の研究を出發させるべきではなく、それらの法
 律的現象や法律的概念の存立している物質的基礎（基盤）を科学的に分析し究明し、そのことによつて本質的なもの
 の把握をなさなければならぬことを意味している。このことによつて、民法学を真に科学となすことができること
 になる。²⁶⁾

さて、民法規範（民法法規）および全体としての民法制度は、資本主義社会に生活している人々の行為（法律行為）
 を規制する。そして法律行為は、民法關係の法律的な構成要素をなしている。従つて、法律行為の従うべき強制的準

則を、個々の民法規範（民法法規）がさししめていくことは、民法關係そのものについて、資本主義的法律秩序をうちたてることを意味する。この強制的規範（民法法規）としての性格が、民法規範をして、他の社会的規範と區別する特殊的性格を形成している。そして、とくに法律的規範と名づけられている点である。だから、法律的規範の特質は、それが資本主義国家によって認証された、支配階級の意思の表現形態という点にあった。従って、民法規範（民法法規）および全体としての民法制度は、国家権力によって一般的拘束力が附与されている。こうして、民法規範（民法法規）および全体としての民法制度は、資本主義国家によって定式化され、資本主義社会に生活している人々の、履行すべき法律的義務を負わせている。いままでの民法学が、『概念法学』として発展し、抽象的な概念構成をよりどころとし、形而上学的方法にたよらざるをえなかったのは、民法規範（民法法規）の存立の媒介契機となつてゐる、この資本主義国家の本質を科学的に把握することができなかったか、または故意にそれをさけるためであつた。こうして『概念法学』は、抽象的な・定式化されたところの『普遍的正義』とか『国民精神』などの、形而上学的理念をよりどころとして、民法規範（民法法規）および全体としての民法制度を基礎づけることによつて、けつきよくは、資本主義国家の階級的な性格をつみかくすことに役立たせしめられていたのである。だから民法学にとつては、その研究対象となつてゐる民法規範および全体としての民法制度そのものの、不可避的な媒介契機となつてゐる資本主義国家の理解なしには、民法学をして科学性をもつたものとはなしえない。²⁸⁾ 民法規範（民法法規）および全体としての民法制度が、そこに資本主義的法律秩序をうちたてようとしてゐる、個々の・具体的な民法關係を科学的に分析し、それを素材として、どのように規制されているかを検討するには、それになりたいする資本主義国家の役割について、問題とせざるをえない。外的なものとの内的なものとのあいだには、いつでも本質的な差異が存在してい

る。従って民法学は、この民法関係から出発して、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度の本質を深く認識し、それを貫徹している基本的原理の法律的構造を、理解しなければならなかったのである。これが、民法学の研究方法のつぎの課題となる。

(24) エヌ・エヌ・プラトウスイ 民法にかんするエンゲルスの見解(ソヴェト法学一卷四号 門脇書店 一九五五年一月)一ページ。

(25) E. B. Paschukanis は、法律のもつ特殊の性格の基礎、つまり、なぜ近代法としての同質的形態が、社会・経済的条件によつて定まるのか、また法律規範の媒介契機となつている資本主義国家との相互関係という、法律学の基本的諸課題について解明した。そうして法律学の研究を一步押し進めることができた(加古祐次郎 理論法学の諸問題 日本科学社 一九四八年七月)一五五ページ)。しかし、E. B. Paschukanis は“*Allgemeine Rechtslehre und Marxismus, 1928.*”によつても解るように、法律を普遍的な形式として考察するところが点である。この点が、かつて P. J. Sutschka が“*Die Revolutionäre Rolle des Rechts und des Staates, 1929.*”において、法律を商品生産関係を除外した商品所有者と商品所有者との関係、つまり、商品交換関係にたいする資本主義的法律秩序をうちたてようとするものであると考察したと、非難しているところである。この A. Y. Vishinsky にちよ E. B. Paschukanis にたいする批判は、かつての E. B. Paschukanis = P. J. Sutschka との論争のあとを受けたものといえるだろう。

(26) 宮川澄 戦後の日本法律学の歩み(立教経済学研究八巻二号 一九五四年二月)三二六ページ。

(27) A. Y. Vishinsky; general editor, *The Law of Soviet State, English Translation, 1949.*

(28) この点についで、黒木三郎助教(愛知大学)は Karl Renner の“*Die Rechtsinstitute des Privatrechts, Vwort III.*”

(後藤清訳 法律制度の社会的機能 叢文閣 昭和三年一月)六ページ)を引用されつつ、法律の科学的研究は『市民社会とその国家機構を離れては市民社会法はないのであるから、実体的な基礎をもたない法それ自体を科学の対象とすることは出来ない。社会関係を通じて法現象が如何にあらわれるか。そして、その法現象が如何に下部構造を反映しているか、或はまた法現象が国家的保障によつて法制度として如何に物質的に転化するか等を、法の分野に対して史的唯物論を適用することによつて、初めて法を科学的に把握することができるのであり、厳密には法の成立過程の科学的分析、又は法の機能の科学分析として

理論づけなければならない』(黒木三郎 法の社会的構造 愛知大学法経論集第五集へ一九五七年五月)一〇〇ページ)と述べられている。

こうして民法学を科学にまで高めるためには、正しい方法論的基礎にたつて取り扱われていることが必要である。科学としての民法学は、正しい方法論なしには不可能である。それは真に科学的な方法論こそが、正しい科学的な民法学を根拠づける鍵であり、不可欠の前提となる。そういう科学的な方法論に立脚していなければ、あれこれの問題を考察するにあたって、正しい結論を導き出すことはできない。われわれは正しい科学的な方法論を把握することによって、まさに科学的な諸資料を集積することができ、それらを利用しつつ、民法学上の諸問題の本質をえぐり出し、把握することができるのである。これまでの敘述を要約し、総括すれば、民法学の研究方法は、つぎのような観点にたつてなさなければならない。すなわち、

第一に、資本主義国家によって認証された支配階級の意思の表現である、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度を、資本主義的法律体系の全体との関連において構造的に把握し、その機能的役割を研究する必要がある。

第二に、現実の民法関係にたいする民法規範(民法法規)および全体としての民法制度の規制的作用を研究すること。そしてその規制的作用がどのような目的意識をもってなされているかを、基礎的な経済的土台から考察しなければならない。

第三に、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度の規制的作用によって、資本主義的法律秩序がうちたてられている民法関係が、資本主義的生産関係の法律的表現であることを理解し、そのもとに民法関係の法律的構造を研究すること。つまりこのばあいには、資本主義的生産関係を科学的に把握し、民法規範(民法法規)および全体

としての民法制度の規律の対象となっている、民法関係の本質を分析し、資本主義国家によって認証された支配階級の意思の表現としての、資本主義的法律秩序にたいする、法律的規範意識の内容を把握し、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度の内的構造を分析し、理解するという順序に従うことになる。

第四に、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度の、規律の対象となっている民法関係の法律的形態は、人々の日常的な諸活動・諸経験によって、たえず豊富化されていく。従って、資本主義的生産関係の発展によって、たえまなく生みだされていく、新しい社会・経済的諸条件のもとに、どのようにして資本主義的法律秩序によって、資本主義的生産関係そのものと調和させられているかを、明らかにしなければならぬ。このことによって、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度が、資本主義的生産関係を維持し、擁護するという社会的役割をもっている以上、それらのあいだには相互作用がなされていることを示している。³⁰そして、そこには一定の客観的な法則性が認められ、一つの民法的原理にたづぬかれていることも理解できることになる。だから、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度は、それじしんが資本主義社会の経済的土台の形成とその強化とを、積極的に助長する物質的力として、作用していることができるようになる。従って、民法学における科学的理論は、発展しつつある資本主義社会そのものの、もっとも基本的な科学的分析と理解なしにはなりたちえない。それは、人々の社会生活や実践と切りはなしえないものである。そうすることによって、われわれは民法学を一步づつ前進させ豊富化させることができ、真に科学的な民法学としてなりたしめることができるだろう。

(29) ア・ヴィシンスキー ソヴェト法学の若干の問題 (社会科学の諸問題 大月書店 一九五五年三月) 一〇三ページ〜一〇四ページ。

むすび

さて、わたくしはじぶんの能力にあまる課題ととりくんだようである。この『民法学研究についての一考察』という小稿によって、——それはわたくしの予定した紙数をはるかに越えるものとなってしまったが——『民法学の科学性』という問題にたいするわたくし自身のいだいている疑問を、問題提起の形式で記述することにおわったようである。それにもかかわらず、わたくしはわたくしなりに、資本主義社会の全法律制度のもとにおいて、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度が、どんな体系的位置をしめているのか、そうした民法規範(民法法規)および全体としての民法制度そのものもつ意義とその社会的役割とについて、どのように科学的に究明しなければならぬかを、問題としてきたつもりである。そして民法学の研究方法は、資本主義社会の経済的土台から科学的に明確にしていくことから出発しなければならぬこと、そこに『民法学の科学性』が存在しうることを主張してきたわけである。そのためこれまでの民法学が、なによりに民法規範(民法法規)および全体としての民法制度とそれの土台となつている、現実的な社会・経済的条件とのあいだに存在している諸矛盾を、おおいかくさなければならなかったかを反省してきたのである。そしてそのために、これまでの民法学は、形而上学的な法論理的構成を利用したことを明らかにしようとした。そして、そういう民法学的方法をもちいることによつて、ますます観念的に・抽象的にすべてを定式化するという、誤つた方向に民法学を推進めることになつてしまつた。そしてそれ以外には、解決の道をみいだしえなくなつたように思われる。『概念法学』にたいする批判の多くは、この点に向けられていた。そしてその点に批判の目を向け、じぶん自身をそれからの克服に努力をかたむけている『法社会学』は、いわゆる法社会学的方法を

用いることによって、はるかに事実に即したものとして結実しえたのである。そこでは、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度と、その物質的土台をなしている、社会・経済的諸条件との相互的な依存関係が、正しくとりあげられている。だがけっきょくのところ、それらの問題の取り扱いにあたっては、観念的な取り扱いをなし、これまででの民法学の立場を、完全には脱却しきれないでいた。このことは民法学の研究対象が、資本主義社会の上部構造であり、従って、たんなる法律的理想イデオロギーとは区別さるべき性格をもつことの、正しい理解にかけているためだと思う。それと同時にこの民法規範(民法法規)および全体としての民法制度が、その規律の対象を形成している、資本主義的諸関係を正しく把握していなかった。つまり民法関係そのものが、資本主義社会の社会・経済的諸条件のたえざる諸変化によって、変移するということの把握に、問題を混乱させる根拠があるように思われる。科学としての民法学にとっては、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度についての意義と、その社会的役割にたいする科学的分析と説明とをあたえること、それがどんな基本的原理により貫徹され、法則性をもっているかを、理解していかなければならない。そうすることによって、民法規範(民法法規)および全体としての民法制度そのものが、資本主義社会における物質的条件によって、どのように変質し、変移するかについての一般的な法則性を、科学的に体系づけることができる。そこに民法学の科学性は実現されると思う。

もちろん民法学は、こんにちの資本主義社会の経済的土台のうえに築きあげられている上部構造の、一つの構成部分を構成する民法規範(民法法規)および全体としての民法制度を、直接の研究対象となしている。このばあい民法規範および全体としての民法制度がもつ上部構造の、一つの構成部分としての性格、つまり、それがいったん成立した後においては、なお相対的・独自の発展をとげていくという性格をもつことになる。これまでの敘述によって理

解しえたように、民法学のなかには、特定の法律的イデオロギーにもとづく先入見が、それぞれのイデオロギーの頭脳を借りて、もちこまれてくる。こうして民法学は、それ自身の内部に、特定の経済的土台を基礎として発生し、発展するところの、いろいろの見解が含まれていることは明らかである。しかし、これらの先入見は、まさしく特定の所有関係（階級関係）を土台として発生しはするが、それは純化されたものとしてではなく、そのなかに、ふるくさくなつた・いままでの法律的イデオロギーの残滓の多くを包含している。従つて民法学が、民法規範（民法法規）および全体としての民法制度と現実の経済的土台との、相互的な関連性についての科学的分析と理解をなすことによつて、民法学が現実にはたしている、どのような所有関係（階級関係）を維持し、擁護するために、もっとも有益な法律的手段を、提供しようとするかを明らかにすることができる。民法学は、いつでも特定の階級に奉仕していることが解るだろう。従つて、これまでの民法学は、特定の階級によつて発展させられてきたものである。こんにちの民法学にもちこまれているいろいろの先入見は、かつて一定の条件のもとにおいては、民法学の発展にとつて能動的（積極的）な役割をはたしてきたのである。だがそのことによつて、いつでも能動的（積極的）な役割をはたすものだと思へばならない。このことの理解なしには、こんにちの民法学のなかにもちこまれている、ふるい・これまでの法律的イデオロギーのあらゆる残存物を、なにゆえにとりのぞき、科学的なものに高よめうとするのが解らないであろう。そうでなければ、民法学自体のもつ歴史的性格、あるいは個々の資本主義社会の発展段階における、民法学の特殊の性格と任務とは理解できないと思う。

— おわり —